

社会福祉法人中央共同募金会 監事監査規程

(目的)

- 第1条 この規程は、本会の監事の監査に関する基本的な事項を定めることを目的とし、監事の監査は、法令及び本会定款に定めるもののほかはこの規程の定めによる。
- 2 監事は、法令、定款及びこの規程に定める事項について同意、決定及び報告を行う場合は、合議を行う。
 - 3 法令、定款及びこの規程に定めのないことについては、監事が合議し、決定する。
 - 4 前二項の合議は、原則として会議を開催して行う。ただし、特別の事情がある場合は、文書による合議に代えることができる。

(基本理念)

- 第2条 監事は、社会福祉法人の監事の監査に関する法令及び定款の定めに基づき、公平不偏の立場で監査を行う。

(職務)

- 第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、監査を適正かつ円滑に行うため、とくに次の各号に掲げる事項の監査を行う。
 - 一 理事会が決定する内部管理体制の整備に関する決議及び決定内容の適正性
 - 二 重要な書類及び情報の整備・保存・管理及び開示の状況等
 - 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は、次の各号に掲げる方法により、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 一 理事会等の重要会議への出席
 - 二 重要な書類の閲覧、審査及びその内容に関する理事等への質問
 - 4 監事は、次の各号に掲げる事態が生じていると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 一 理事が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき
 - 二 法令もしくは定款に違反する事実、又は著しく不当な事実があると認めるとき

(理事会への出席等)

- 第4条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求める。
 - 3 監事は、前条第4項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(理事の行為の差止め)

第5条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告・説明)

第6条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、議案等の内容に法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 3 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(監事の選任等に関する監事の同意、意見の陳述等)

第7条 監事は、理事が評議員会に提出する監事の選任に関する議案に同意するときは、書面により意思表示を行う。

- 2 前項に定める監事の選任について監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見、理由及び氏名を記載する。
- 3 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 4 監事は、評議員会において、監事の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 5 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(会計監査人の選任等に関する議案の決定、同意)

第8条 監事は、理事が評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定したときは、書面により決定の内容を示す。

- 2 前項に定める会計監査人の選任等について監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見、理由及び氏名を記載する。
- 3 監事は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意により、当該会計監査人を解任することができる。その場合、監事は書面により意思表示を行う。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 4 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告する。
- 5 監事は、理事が定める会計監査人の報酬等に同意するときは、書面により意思表示を行う。
- 6 前項に定める会計監査人の報酬等について監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見、理由及び氏名を記載する。

(計算書類等の監査)

- 第9条 監事は、法令、定款及びこの規程の定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査する。
- 2 計算書類及びその附属明細書の監査のため、監事は、会計監査人に対し、各事業年度に係る監査証明（会計監査報告）および当該監査に関する報告を求める。

(監査報告書)

- 第10条 監事は、前条の監査の結果に基づき、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。
- 2 監査の結果について監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見、理由及び氏名を監査報告書に記載する。
 - 3 監査報告書には、監査報告を作成した日を記載し、署名押印をする。
 - 4 監事は、監査報告書を会長に提出する。

(改 廃)

- 第11条 この規程の改廃は、監事の全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成29年10月11日から施行する。